

男女平等に関する苦情処理のしくみ

市民（市内在住・在勤・在学）

① 申出書

苦情処理窓口(企画財政部企画政策課男女共同参画室)

<男女平等基本条例 24-1、24-2>

○市が実施する男女共同参画施策もしくは男女平等社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情（例：〇〇審議会委員の男女の割合が偏っている、公文書に差別表現がある など）

○性別による差別的扱いその他の男女平等社会の形成を阻害する人権侵害についての相談（例：セクハラがあるのに会社が対策を講じようとしらない など）



市長

② 調査依頼

申出の報告
(適時)

助言
指導
是正勧告

④ 結果通知

③ 調査報告
(助言、指導、
是正の要望等)

調査

苦情処理委員

当該申出に係る機関、
関係者

資料提出、説明

連携

男女平等推進審議会

申出者

<補足>

- ① 上図は、苦情相談処理の概略。
- ② ①②…は、処理手続き等の順番。
- ③ ---> は、必要に応じて実施。